

Q. 確定給付企業年金の受託機関（信託銀行）を他の金融機関（信託銀行または生命保険会社）に変更することは可能ですか？

A. 可能です。

受託機関（確定給付企業年金法上の資産管理運用機関）は、確定給付企業年金法第 65 条（または第 66 条）により、事業主（または基金）と、信託銀行等との間で資産管理運用契約を締結することにより選任されるため、資産管理運用契約を将来に向けて解除することにより、他の受託機関に変更することができます。

【契約内容の確認】

解約の申し入れ期日や連絡方法等は、個々の受託機関との契約内容によります。まずは、契約書の内容を確認する必要があります。

【変更の流れ】

（基金型）

基金による規約変更となるため、代議員会の了承を得たうえで、受託機関の変更が可能です。

（規約型）

事業主による規約変更となるため、労使合意のうえで、受託機関の変更が可能です。

【変更に伴う手続】

受託機関の変更に伴う規約変更の場合、事前の『申請・承認』ではなく、事後遅滞なく『届出』を行うことが必要で、届出の際の添付書類は下記の通りです。

（基金型）

- ・代議員の同意書
- ・代議員会議事録

（規約型）

- ・労働組合又は労働者代表の者の同意書
- ・その者が労働組合又は労働者代表の者である旨の証明書（証明者は事業主）

【解 説】

受託機関（確定給付企業年金法上の資産管理運用機関）は、確定給付企業年金法第 65 条（または第 66 条）により、事業主（または基金）と、信託銀行等との間で資産管理運用契約を締結することにより選任されるため、資産管理運用契約を将来に向けて解除することにより、他の受託機関に変更することができます。

確定給付企業年金法第 65 条第 3 項では、（契約自由の原則の例外となることから）信託銀行等は正当な理由なく資産管理運用契約の締結を拒絶してはならない旨の定めはありますが、事業主（または基金）の側にはこうした規定はないため、将来に向けて契約を解除することは可能です。ただし、資産管理運用契約で、解除するときは一定期間前までに通知することなどが定められている場合には、契約内容に則って解除することが求められます。

また、規約型の場合には、事業主は必ず資産管理運用契約を締結しなければならないが、同条第 4 項では、資産管理運用契約を締結していない期間が発生することのないように、受託機関が欠けることとなる場合には、別に資産管理契約を締結しなければならないことが定められています（基金型の場合には、資産管理運用契約を締結せずに自家運用をすることも認められているため、必ずしも代替りの資産管理運用契約の締結は求められていません）。

そのため、受託機関を変更しようとする場合は、空白期間が生じないように、予め変更先の受託機関を決定し、新たな資産運用管理契約の締結の準備に入ることが一般的です。

なお、資産管理運用機関の名称・住所（確定給付企業年金法第 4 条第 3 号）や、資産管理運用契約に関する事項（確定給付企業年金法施行令第 2 条第 1 号）は、規約の記載事項であるため、受託機関を変更した場合には、規約を変更する必要があります。資産管理運用機関の名称・住所は特に軽微な変更該当するため厚生労働大臣への届出は不要となる事項ですが、資産管理運用契約に関する事項は軽微な変更該当するため、労使の合意を得て厚生労働大臣に届け出る必要があります。

【参考（問い合わせ）】

関東信越厚生局 企業年金課 048-740-0782